

2019年度（平成31年度）青葉幼稚園園児募集要項

〔願書配布日〕平成30年10月4日 午後3時においでください。

幼稚園の教育方針等を説明致します

- ※ 願書は、青葉幼稚園に入園を決めている方にお渡し致します。
- ※ 入園希望者が多数の場合は、**同時在園（兄・姉が同時に在園）**の方等を優先致します。

〔願書受付日〕平成30年10月11日 午後3時においでください。

「募集対象児」 ※定員になり次第締め切り致します。

| | | |
|-----------------|------------------------------|-------|
| 5歳児 【1年間通う子】 | 転入児（他園で園経験のある子）は、園の方にご相談下さい。 | 若干名 |
| 4歳児 【2年間通う子】 | 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ | 若干名 |
| 3歳児 【3年間通う子】 | 平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ | 30名程度 |

「募集についてのお知らせ」

- 2019年度（平成31年度）募集の3歳児は、30名程度を予定しております。
- 4歳・5歳児は転入園児（他園等で集団生活の経験のある子）を優先致します。

「学費等」

| 科目 | 対象児 | 金額 | 備考 |
|----------------------|-----------------|----------------------------|--------------------------|
| 入園料 | 3・4・5歳児 | 30,000円 (入園受付時1回のみ) | 園施設充実のための施設 設備費・研修充実費 |
| 利用者負担額 (保育料) | 1号認定 3・4・5歳児 | 市民税所得割額の合計に より市担当課により算定 | 裏面参照 |
| 施設設備費 (スクールバス利用者) | 3・4・5歳児 | 3,000円/月額 | |
| 給食費 | 3・4・5歳児 | 320円/1食 | |

2019年度（平成31年度）青葉幼稚園園児募集要項【満3歳児】

〔願書配布日〕平成30年10月4日 午後3時においでください。幼稚園の教育方針等を説明致します。

※ 願書は、青葉幼稚園に入園を決めている方にお渡し致します。

※ 入園希望者が多数の場合は、**同時在園（兄・姉が同時に在園）**の方等を優先致します。

〔願書受付日〕平成30年10月11日 午後3時においでください。

《募集対象児》 ※定員になり次第締め切り致します。

| | | |
|------|------------------------|-------|
| 満3歳児 | 平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ | 16名程度 |
|------|------------------------|-------|

《募集についてのお知らせ》

- 幼稚園では満3歳（誕生日まで＝1号認定前）になるまでは、一時預かり事業として少人数での保育を行っています。

《学費等》

| 科目 | 対象児 | 金額 | 備考 |
|----------------------|-------|------------------------|----------------------|
| 入園料 | 満3歳児 | 30,000円 (入園受付時1回のみ) | 園施設充実のための施設設備費・研修充実費 |
| 利用者負担額 (保育料) | 1号認定前 | 20,000円/月額 | 誕生月は日割り計算した金額 |
| | 1号認定 | 市民税所得割額の合計により市担当課により算定 | 裏面参照 |
| 施設設備費 (スクールバス利用者) | 満3歳児 | 3,000円/月額 | |
| 給食費 | 満3歳児 | 320円/1食 | |

《満3歳児保育料の例》 園児の誕生日6月10日の場合

2019年4月入園

4・5月 20,000円

6/1～6/9 20,000円を日割り計算 **6/10：1号認定**

6/10～6/30 市町村民税所得割額により決定した金額を日割り計算

7月以降 市町村民税所得割額により決定した金額

【2018 年度（平成 30 年度）利用者負担額実績】

南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例に基づく幼稚園授業料を負担いただきます。幼稚園授業料は、父母それぞれの市民税所得割額の合計により算定します。4～8 月の幼稚園授業料は、前年度の市民税所得割額で算定し、9～3 月の授業料は、当該年度の市民税所得割額で算定します。

○利用者負担額算定基準について

- ・父母の市町村民税所得割額を合算して利用者の階層及び負担額を決定します。
- ・市町村民税所得割額の算定では、住宅借入金等特別控除額、寄付金税額控除額、配当・外国税額控除額などの適用はありません。
- ・父母の収入や扶養の状況により、同居の祖父母等（家計の中心者の場合）の市町村民税所得割額を合算して決定する場合もあります。

○利用者負担額の算定期間について

- 平成 27 年度より、**毎年 9 月**が授業料（利用者負担額）の切り替え時期となりました。
- 平成 30 年 4 月から 8 月分授業料は、平成 29 年度の市町村民税所得割額で決定【前期算定】し、平成 30 年 9 月から平成 31 年 3 月分までの授業料は平成 30 年度市町村民税所得割額で決定【後期算定】します。

| 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|------------------------------|-----|-----|-----|-----|------------------------------|------|------|------|-----|-----|-----|
| 【前期算定】平成 29 年度の市町村民税額に基づく授業料 | | | | | 【後期算定】平成 30 年度の市町村民税額に基づく授業料 | | | | | | |
| 平成 28 年中の所得についての課税 | | | | | 平成 29 年中の所得についての課税 | | | | | | |

【表 1】新制度における幼稚園及び認定こども園（幼稚園として利用）の利用者負担額（教育標準時間認定 1 号認定）

| 世帯の階層区分 | | 利用者負担額 (月額) |
|---------|----------------------------------|----------------|
| 第 1 階層 | 生活保護 | 0 円 |
| 第 2 階層 | 第 1 階層を除いた市民税非課税世帯及び均等割額のみ世帯 | 1,000 円 |
| 第 3 階層 | 所得割課税額 77,100 円以下の世帯 | 4,500 円 |
| 第 4 階層 | 所得割課税額 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯 | 10,000 円 |
| 第 5 階層 | 所得割課税額 211,201 円以上の世帯 | 15,000 円 |